

令和4年度第1回平塚市行政改革推進委員会議事録

開催日時 令和4年8月8日(月)午後3時00分～午後4時50分
場 所 市庁舎本館 3階 302会議室
出席委員 諸坂委員長、城川副委員長、大久保委員、清水委員、西尾委員、久田委員、
守屋委員
出席者 石田副市長、石黒副市長、企画政策部長、デジタル推進担当部長、総務部長、
財政課長、デジタル推進課長、資産経営課長、行政総務課長、職員課長
事務局 企画政策課(課長、課長代理、主査2人)
傍聴者 0人

内 容 1 平塚市行政改革推進委員会会議
(1) 委員長及び副委員長の選出
(2) 議題
ア 平塚市行政改革推進委員会の概要
イ 平塚市行財政改革計画の概要
ウ 平塚市行財政改革計画(2020-2023) 令和3年度取組状況

1 平塚市行政改革推進委員会会議

(1) 委員長及び副委員長の選出

【企画政策課長】

それでは、ただいまより第1回平塚市行政改革推進委員会を開催いたします。議事の進行は、本来委員長が行いますが、第1回目の会議のため、委員長が選任されるまでは、私が務めさせていただきます。

なお、本日の会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づき、公開での審議となります。本日は、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでしたので、このまま会議に入ります。

本日の会議は、委員7人中、7人全員が出席されています。平塚市行政改革推進委員会規則第6条第2項で定める会議の開催要件である、委員の過半数の出席を満たしていますので、会議は成立となります。

それでは、(1)委員長及び副委員長の選出です。

この会議は、平塚市行政改革推進委員会規則第5条により委員長及び副委員長を置くことになっています。委員長は委員会を代表し、会議の議長を務めていただきます。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その代理を務めていただきます。

委員長及び副委員長の選出は、委員の互選により決定することとなっています。それぞれの選出について、委員の皆様から御意見は、いかがでしょうか。

【委員】

事務局の案はありますか。

【企画政策課長】

事務局の案という御意見をいただきました。他の委員はいかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【企画政策課長】

それでは、事務局の案をお示しさせていただきます。委員長は諸坂委員に、副委員長は城川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【企画政策課長】

それでは、委員長は諸坂委員、副委員長は城川委員に決定いたしました。どうぞよろしく願いいたします。それでは、ここからの会議の進行は、諸坂委員長お願いいたします。

(2) 議題

ア 平塚市行政改革推進委員会の概要

【委員長】

ここからは、私が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【企画政策課課長代理】

～ 資料1に基づき説明 ～

【大久保委員】

スケジュールについて、今年度は3回の会議が開催されるということですが、会議以外で、例えば、様々な方に意見をメールで聴取するようなことはあるのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

今後の会議についても今回の会議と同じように、事前に資料をお送りし、会議当日に委員の皆様から御意見をいただくことを考えています。

なお、最終的に行財政改革計画の案がある程度固まってきた段階、おそらく令和5年度は、パブリックコメントで、市民の皆様から計画に対する御意見をいただくことを予定しています。

今年度は、計画の大きな考え方を整理するに当たり、現状では3回の会議開催を予定しています。

【清水委員】

これまでこのような会議に何度か出席をしていますが、諮問といいながら、報告のみで終わってしまい、会議での意見が反映されたという経験がありません。そこで、今までにこの委員会で、委員の意見が計画に大きく反映されたという事例があったら教えていただけますか。

【企画政策課課長代理】

令和4年度に平塚市行財政改革計画の実施計画事業を追加するために計画の追補版を策定しました。委員の皆様からは、追加する新規事業の目的や目標について御意見をいただきましたので、それを踏まえて表現を修正するなど御意見を反映し、追補版を策定しました。

また、平塚市行財政改革計画（2020－2023）の策定に当たっても、委員の皆様から様々な御意見をいただいた中で、事務局の案を修正し、意見を取り入れた箇所は多くあります。次の計画の策定に当たっても、委員の皆様からの御意見を活かしていきたいと考えています。

【清水委員】

もう少し具体的な事例はありませんか。

【企画政策課長】

現在の行財政改革の計画期間は、前計画の4年間を合わせて全体で8年間となっています。この計画期間の途中では、計画の考え方を大きく変えることはありません。

計画の考え方に基づいて、様々な事業を位置付けて取組を進めていますが、取り組む上で、どこに目標を置くかなどについては、内部でやっていると甘くなってしまうところも出てきます。目標については、こういった視点で捉えたほうがいいといった事業の取組目線の部分で御意見をいただき計画に反映しています。

新たな計画を策定する段階では、委員会からいただいた御意見で、取り入れるべきものを反映することになります。

【委員長】

情報提供ですが、私は以前からこの委員会に所属しており、前の期の委員会でも委員長

を務めさせていただきました。現在の行財政改革計画の策定に当たっては、委員会で活発な議論が展開されました。例えば、計画の中には専門用語が記載されていますが、意味が分かりづらいので、用語集が必要だという市民目線の意見や、市民の方が、理解できるような表現に変えてほしいという意見など、委員会からの意見によって、何度も修正をして、計画を作り上げてきたことを経験しているの、私はこの委員会は活発な議論、対話をしているという印象を持っています。今後、皆様にも活発な議論をしていただければと思います。

【久田委員】

私も前回の委員会の任期の途中から委嘱されており、今回で2回目になります。前回、少し分かりづらいと思うことが1点あったので、何か対応方法があればと思い、申し上げます。

確かに行財政改革は大事ですが、行財政改革だけを出されても、先ほどの目的、目標に関わる部分ですが、これはどういう位置付けなのかというのが今ひとつ分かりづらいと思います。例えば、平塚市の姿勢、目標と、どのように関連づけて考えたらいいかというところが、非常に分かりづらかったです。ホームページなどで調べましたが、どこを見たらいいのかわかりませんでした。結局、この行財政改革が他のどの部署とどのようにリンクしているのかが、もう少し分かるようになるといいと思いました。

【企画政策課長】

行財政改革は縮小するばかりではありません。ただ、基本的に行政は基礎自治体として、住民サービスなど、行政でなければできないこと、企業ではやらないことを担っています。また、行政だけで成し得るものではありません。当然、そこには費用がかかりますし、市が直営で全てを担うのかといえば、そうではありません。

市民が安心して暮らしていくためには、様々な取組があって、庁内全体を網羅する大きい計画である総合計画というものがあり、その総合計画の下には様々な分野の計画があります。その様々な分野の計画も、福祉やまちづくりなど多岐に渡っていて、それらもまた国の法律と関連しているなど、網の目のようにつながっています。この総合計画を進めていく上で、できるだけ効率的に、費用をかけずに効果を上げていくための取組や職員の定数管理など、限られた費用や人材で、民間企業の手や市民個人の力をお借りしながらまちづくりを進めていきたいと思いますということを、総合計画の中でも掲げています。

行財政改革というのは費用を削減するだけではなく、行政サービスをどのように効率的、効果的にしていくかという、大きな考え方を示しているものですので、横の関係で言うと、総合計画をしっかりと進めていくために、この行財政改革も同時に進めなければいけないという位置付けになります。

今回提供させていただいた資料には、そのような部分までは記載していませんが、総合計画とのつながりを意識しながら、行財政改革を進めていきたいと考えています。

【大久保委員】

資料3-3について、財政健全化活動成果一覧を見て少しがっかりしています。歳出削減と歳入確保の二つしか記載されていません。つまり、その二つは成果なので、よかったことだけを記載しているということです。ぜひ、失敗一覧も作っていただきたいです。企業では失敗を十分検討します。なぜ失敗したか、どのような失敗をしたか。ではどうしたら成功するか、こういうことを毎月会議で検討します。必ず、何かをする時は、成果もあるが、失敗もあるはずで、失敗一覧を公表しないというのは恥ずかしいことですし、差し障りもあると思いますが、その失敗一覧を見て、改善しているということが分かれば、しっかりとやっていることが分かります。このように成果しか、公表しないというのは少しおかしいと思いました。

【企画政策課長】

何を失敗とするかは難しいですが、どのような反省点があるのか、どういったところが課題でうまくいかないのかという部分は、どのような形でお示しできるかわかりませんが、考えていきたいと思います。

イ 平塚市行財政改革計画の概要

【企画政策課課長代理】

～ 資料2に基づき説明 ～

【清水委員】

今、御説明いただいた「行財政改革計画」と本日開催されている「行政改革推進委員会」について、行政改革推進委員会には、「財」の文字が入っていませんが、何か意味があるのでしょうか。

【企画政策課長】

行政改革推進委員会は市の規則で定めており、その規則の名称としています。行財政改革計画は、行政サービスの改革と、それを進めていく上で必要な財政部分の改革、二つを合わせてこの名称としています。ただし、行政改革推進委員会は、行政サービスの提供をどのようにしていくのかという面と、財政のバランスをどのようにとっていくのか、その両方の面で御意見をいただく場であるということには変わりはありません。

【副委員長】

久田委員が、行政改革と他のテーマの横の関係を気にされていましたが、私も同じです。行財政改革計画の上には総合計画があると説明がありましたが、この総合計画は、どのぐらいの周期で改定され、次の総合計画がいつ策定されるのかによって、この行政改革

計画は大きな影響を受けると思いますが、どのような状況でしょうか。

【企画政策課長】

総合計画と行財政改革計画は、同じ計画期間としています。現在の総合計画は、計画期間が来年度までになりますので、来年度に策定することになります。

総合計画で位置付けている事業が、行政の事業の全てというわけではありませんが、基本的には、まちづくりを進めていくような大きな事業を位置付けています。それらの事業を進める上では、多額な費用も必要になりますし、職員も必要になりますし、組織も必要になりますので、総合計画と行財政改革計画は両輪の関係になるため、同じ周期で改定しています。

【委員長】

1点確認ですが、今説明がありました資料の5ページの「身近で利用しやすい行政サービスの推進」について、説明の内容からすると、主な事業はマイナンバーカードの普及促進事業ではないように思います。マイナンバーカードを私自身所有していますが、市役所等でサービスが向上したという印象がないので、身近で利用しやすい行政サービスの推進というタイトルと、マイナンバーカードの普及促進は合わないような気がしています。

むしろ、主な事業の二つ目に書いてある窓口サービス改革事業の方が、直接的に市民に利便を与える事業だと思います。マイナンバーカード普及促進事業が主な事業の筆頭に挙げられている、趣旨等がありましたら、説明をお願いします。

【企画政策課長】

マイナンバーカード普及促進事業と窓口サービス改革事業の記載順については、マイナンバーカード普及促進事業を先に書いてあるから、窓口サービス改革よりも上位にあるということではありません。例えば、マイナンバーカードを利用すると、市役所窓口に行かなくても、コンビニエンスストアで証明書が取得できるサービスもあります。場所という視点から考えると、マイナンバーカード普及促進事業は、市役所の窓口以外でも活用できるので、サービス改革事業よりも広い意味合いが含まれた取組とも考えられます。

もちろん、一般的なイメージとしては、窓口サービスがどう改善されていくのかを先に書いた方が、市役所が変わっていくということが分かりやすいですし、そこに力を入れていることが伝わると思います。

【委員長】

そういうことであれば、身近で利用しやすい行政サービスの推進の概要の説明文を少し工夫することで、何をしたいのかというコンセプトや、具体的にどのように反映されるのかというところの文章と主な事業として例示した事業が整合性を持つようになると思いますので、検討いただければと思います。

【デジタル推進担当部長】

マイナンバーカードの普及に関しては、今は利便性の向上を実感するような活用が十分ではないかもしれませんが、国がデジタル時代のパスポートと例えているとおり、マイナンバーカードの特性を利用して、各種申請や届出のオンライン化等も着実に進めているところです。こういった取組が進むことで、マイナンバーカードの普及は、この説明文に記載しているような、行政サービスの提供や向上に資するということになります。

また、市役所では、市民が市役所に行かなくてもよい、行かなければならない際も待たない、各種届出等を書かなくてもよい、という窓口サービスの向上に直結するような流れを作っていきたいと考えています。その際にも、このマイナンバーカードの普及が大きな鍵になると考えており、国の事業ではありますが、市としても普及に努めているところです。

【委員長】

平塚市のマイナンバーカードの取得率のデータはお持ちでしょうか。

【デジタル推進担当部長】

現時点の最新データとなりますが、7月24日現在の交付率は49.10%です。

【委員長】

この交付率は、神奈川県内では高い交付率でしょうか。

【デジタル推進担当部長】

県内では平均的な交付率になりますが、全国平均の交付率は45.71%で、全国平均を3%ほど上回っています。

普及促進に当たっては、商業施設や公民館等に出向き、市民の皆様にマイナンバーカードを取得していただくような活動を今後も進めていきたいと考えています。

【副委員長】

先ほど大久保委員から、失敗の事例も載せた方がよいという御指摘があり、私もそのとおりだと思います。ただし、失敗の定義が難しいと思うのですが、会社では効率的、効果的に仕事をしているかどうかの指標の取り方を工夫しないと、失敗の定義はできません。金額だけで定義することは難しいと思います。

会社では、リードタイムがどうなったか、売り上げの件数が増えることはすごく大切なので件数がどうなったのか、在庫量がどうなったのか、在庫とは待ち時間のようなものです。そのように指標を工夫して、成功したかどうか、効果を測定するように心掛けています。金額以外のことを効果として見えるようにしていかないと、なかなか難しい時代ではないかという気がします。

【委員長】

行政の場合は、民間企業と違うところがあり、人権や住みやすさなど、数値化しづらい部分はどうしてもあると思います。例えば、今まで学校に行くことができなかった子どもが、先生やクラスメイトなどから学校に行こうという様々な働きかけがあつて、学校に行くことができたとします。これを数値化することは難しいです。

このような数値化できない取組をどのように評価するのか、また、どのようにマイナスの評価をするのかについて可視化できないところがあります。

行財政改革の財政の部分に関しては、定量的な評価ができるので、過去の振り返りの中で成功と失敗は、ある程度抽出できると思います。今後の第2回目以降の委員会の資料の作り込みについては、少しそのようなところも、我々委員にも可視化できるよう工夫していただければと思います。

ただ、繰り返しになりますが、行政には定性的な部分がありますので、そこについては事務局できちんと説明がつくように、言葉でフォローしていただければと思います。

【副委員長】

今の御発言の意味合いはよく分かりますが、会社においても、定性的な項目は多々あります。それをいかに定量的な項目に変えていくかに知恵を絞っています。定性的なままにすると、組織が運営できなくなります。今、委員長がおっしゃったような事例であれば、例えば3箇月休んだ方が復帰してきた件数を数えています。そのように、いかに数字にしていくかということに努力をしています。

残念ながら、おっしゃるとおり100%の数値化はできません。ただ、少しでも数値化し、誰もが分かりやすいように努力いただければと思います。

【西尾委員】

身近で利用しやすい行政サービスにマイナンバー普及促進事業がありますが、現在、高齢者の様々な問題があると思います。私の周りの高齢者は、そもそもマイナンバーカードが何か分からない方が多いです。

国が推進している施策を平塚市だけが取り組まないということとはできないことは理解できますし、今後はデジタル化を推進する必要があることも分かります。マイナンバーカードの普及促進については、市の職員の方が商業施設等に出向いて、商品券を配布するなど、普及促進に注力されていることは分かりますが、置き去りにされている方も多くいられるので、市民目線で考えた時、身近で利用しやすいという部分と整合性が取れていない部分があると思います。そのことについて、市への意見などはありますか。

【デジタル推進担当部長】

マイナンバーカードは、顔写真付きの証明書としての役割も大きいです。高齢の方からは、免許証を返納している場合など、各種申請の際の本人確認証明として利用できるため

便利だというような声をいただいています。

また、マイナンバーカードの取得の年齢比率では、現在は高齢の方よりも若い方の取得率が低いため、職員が大型商業施設へ出向き、マイナンバーカードの交付申請を支援するなど、若い方やファミリー世帯の取得促進に向けて注力しています。

【副委員長】

私はマイナンバーカードを便利に利用させていただいています。私は大学生の息子がいますが、若い人にとってマイナンバーカードはとても便利です。コンビニエンスストアで証明書を取得できるため、市役所に行かなくて済みます。

利用者の声を周知することで、利用方法や利便性が市民に伝わると思います。現状では、そのような取組がないため、少し残念です。私自身は、マイナンバーカードは利便性が高いので、更に取得率が向上する可能性があると思っています。

【大久保委員】

今の発言の補足として、例えば、図書館を利用するための図書館カードとしてマイナンバーカードを利用できるようにしたらよいと思います。マイナンバーカードを所有していない方もいられますので、所有していない方には今までどおり図書館カードを発行し、所有している方にはマイナンバーカードを利用できるようにしてはどうでしょうか。

このようにマイナンバーカードで代用可能と思われるものが多くあると思います。

【デジタル推進担当部長】

マイナンバーカードの図書館カードとしての利用を含め、今後、様々な場面で、マイナンバーカードが利用できるよう検討したいと思います。

ウ 平塚市行財政改革計画（2020-2023）令和3年度取組状況

【企画政策課課長代理】

～ 資料 3-1～3-4 に基づき説明 ～

【委員長】

財政健全化効果額について、歳出削減は10億165万円の効果、歳入確保は7億5,366万円の効果と記載がありますが、その効果額が良い数字なのか悪い数字なのかが分かりません。一般の市民の方は、10億円の効果があったといえば大きな効果があったと感じると思いますが、例えば20億円の歳出削減の必要があるが、10億円しか削減できなかったのであれば100点中50点ということになります。

やはり、何を100点満点とするか、10億165万円では目標に対して何点ぐらいの評価になるのか、その当たりの説明の補足をお願いします。

【企画政策課課長代理】

財政健全化効果額についてですが、現在の計画は令和2年度からスタートしており、今回は、令和3年度の結果をまとめました。令和2年度は財政健全化効果額が8億2,700万円であり、令和3年度は約17億5,000万円のため、昨年度の結果との比較では、金額が大幅に増加しています。金額が増えた要因としては、資料3-3の民間活力の活用の中に記載がある見附台周辺地区整備事業の財政健全化効果額が約8億5,000万円と高額になっています。この事業は、民間事業者が建物の設計、整備と維持管理、運営、それらを一体的に行うものです。今回は整備にかかる費用を計上していますが、こちらの金額が高額だったため、令和2年度と令和3年度の効果額の差が大きくなりました。

【久田委員】

資料3-4に記載されている財政健全化効果額が資料3-3に転記されていると思います。そもそもの話になりますが、例えば、ごみ収集等民間活力導入事業を総合計画の中からどのような理由で選び、この事業を行うことによって、どの程度の削減効果が見込めるのかという当初の計画はあるのでしょうか。

【企画政策課長】

ごみ収集業務等民間活力導入事業は、総合計画の事業ではありません。行財政改革計画の事業と総合計画で事業を分けていますが、この事業は行財政改革計画の事業として位置付けています。

この事業は、市の業務を徐々に民間事業者にも担ってもらおうというものです。効果額は人件費やごみ収集車の維持費などから算出することは可能ですが、職員の削減に関わることで、職員労働組合との関係や定年延長、他課の技能労務職職場への配置転換などを考慮する必要があり、明確な時期と削減効果を示すことが困難です。

ただし、行政の運営費の中では人件費の割合がとても大きいので、ある程度人件費を削減することで、福祉などにかかる費用を捻出することができることから、民間活力の活用を進めていきたいと考えています。

【久田委員】

ごみ収集業務等民間活力導入事業だけでなく、他の事業についても、削減効果の見込みが示されていないので、実績として算出された効果額の評価が難しいと思います。もちろん職員労働組合との関係などもあります。例えば、退職者の不補充による人件費削減の目標値、又は計画値があると分かりやすくなると思います。

【企画政策課長】

確かにそのとおりだと思います。組合に対しても、行政サービスを成り立たせていくためには民間活力の導入が必要だということを理解してもらえよう、タイミングを見なが

ら伝えていますが、どうしても最終的な目標値は示すことが難しいです。

【守屋委員】

例えば、債権徴収の推進事業の財政健全化効果額は4億2,000万円と記載されています。債権徴収の推進事業の財政健全化効果額は、収入から経費を差し引いて算出しているのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

効果額は経費を考慮せず、徴収額を基に算出しています。

【守屋委員】

そうすると、実際の効果が分かりません。徴収の効果額が4億2,000万円あったとしても、10億円の費用をかけていたら意味がありません。経費の部分も示すようにしてください。寄付金活用事業も同様ですが、例えば、6,000万円のふるさと納税があったとしても、返礼品として1億円の経費がかかったら意味がありません。効果額として記載されている6,000万円は、返礼品の経費を差し引いた金額ですか。

【財政課長】

効果額の6,000万円については、寄付金の額です。返礼品の経費は含んでいません。

【守屋委員】

やはり、実際の効果が分かりません。効果額として収入分のみを記載しているのは、財政の健全化に結びつかないと思います。

職員提案・業務改善推進事業も同様です。業務改善報告件数が前年比の約1.3倍の335件に増えたということですが、増やすことが目的とは思いません。その中で、いかに良い報告があったかということに意味があるのであって、件数は重要ではないと思います。この事業では、件数の目標値を掲げて取り組んでいます。それもやり方の一つだと思いますが、335件の報告の中で効果のある取組があったかどうか重要だと思います。

また、行政手続オンライン化推進事業では、電子申請システムに117種類の手続を追加したということですが、実際にどのような効果があったのか資料では説明されていません。私には、やること自体が目標になっていると感じられます。やること自体は目標ではなく、経済性、有効性、効果が重要だと思います。それらをこの資料に、盛り込んでいただきたい。定量的な目標も含めて、もう少し丁寧な説明をしていただけると分かりやすいと思います。

【副委員長】

私は財政健全化活動成果一覧を見て、例えば、ネーミングライツによって、このように

大きな歳入確保の効果があると初めて知りました。また、有料広告推進事業でも、このように算出された効果額を見たのは初めてです。この資料によって、努力をされていることがよく分かるので、効果を金額で表すことは、ありがたいことだと思いました。

守屋委員の御意見はよく分かりますが、職員数を増やさず、残業を増やさずに取り組んでいるのであれば、私の会社では同様の方法で効果を算出しています。残念ながら、原価の計算はとても複雑で難しいので、費やした時間が今までと同じであるという仮定で効果額を算出するのであれば、特に大きな問題は感じません。

個人的には、押印廃止により 270 個の押印を減らしていただいたことで、私の仕事量は相当減り、とても助かりました。行政手続オンライン化推進事業では、117 種類もの手続きをオンライン化したということなので、実際の利用頻度は、守屋委員の御指摘のとおり示していただいた方が、分かりやすいです。具体的な効果をアピールしていただくことで、市の取組を評価しやすくなります。

【大久保委員】

資料 3-1 取組結果の総括について、全体の活動の内、98%は順調に進捗しているということですが、この数字は、担当課の自己評価を集計しているのだと思います。担当課は良い部分のみを評価し、悪い部分は評価しない。偽りではありませんが、担当課からは、積極的に悪い部分を評価した結果は提出されないと思います。

民間企業では、外部監査がありますが、大企業では、内部監査を実施します。内部監査では、各部が持ち回りで、他の部署の報告を精査します。監査役は被監査部署の表にしたくないような部分まで調査し、失敗や悪い部分を明らかにした上で、社内で検討し、業務の改善につなげます。平塚市でも部署同士の相互監査を実施すれば、市役所内部の活性化につながるとは思います。いかがでしょうか。

【企画政策課長】

平塚市では、相互監査は実施していません。ただし、市役所では幅広い仕事をしていきます。窓口業務から、産業や農業、福祉に関する業務などがありますが、専門職以外の職員は人事異動を通して様々な部署に異動します。そして各部署の経験を次の仕事に活かし、新しい職場で改善する必要がある部分は改善していくということを日頃から行っています。

【清水委員】

現状あるものを削減するに当たり、どの程度のコストがかかっているのかというのは、明確にしないと我々委員としても評価しづらいと思います。一方、新しいものを作る場合、例えば、吉沢保育園と土屋幼稚園のニーズをそのまま汲み取り、両園を統合して土沢地区に認定こども園を整備することについては、私は幼稚園を経営しているのでよく分かります。しかし、土屋幼稚園は定員を下回っている状況であり、新たにこども園を整備す

ることの費用対効果を明確にしていただかないと、評価がしづらいと思います。

新規事業を立ち上げる場合は、様々な要因などを考慮した上で、費用対効果を評価させていただければありがたいと思います。

【委員長】

今回の委員会は11月開催となり、内容は今年度上半期の取組状況になります。本日の議題である前年度の取組結果を修正する時間はないと思いますので、次回11月の委員会までに、本日の委員会で意見があった部分について、フォローするようなコメントがあると、次回の委員会において、上半期の取組状況の審議につながると思います。

本日の委員会での意見は、反映させるべき部分もあると思いますし、また、このような意見を出すことが、この委員会の重要な役割です。次回の委員会の資料の作り方や、事務局の説明の中で、プラス面とマイナス面を記載するなどの意見を反映させ、分かりやすく説明していただいた上で審議に入ることができればありがたいと思いますので、事務局で検討いただければと思います。

また、債権徴収の推進事業で「債権徴収」という言葉が使われていますが、行政法学的には、いわゆる差押えや裁判を起こすような強制徴収を意味します。資料3-1の内容からは、「債権徴収」ではなく、「債権回収」が正しいと思いますが、いかがでしょうか。

債権には、公法上の債権と私法上の債権の二つがあります。公法上の債権は、租税債権などの法律に基づく債権であり、例えば、税務署が税金の滞納者に対して強制執行するものです。私法上の債権は、家賃債権などの契約に基づく債権であり、例えば、市営住宅の家賃の滞納の場合は、まず裁判所に訴えて強制執行する流れになります。このような強制的な徴収の取組だけをしているわけではないので、債権回収が正確な表現だと思います。

【企画政策課長】

行財政改革計画の来年度の追加事業を検討する中で、いただいた御意見を考慮し、事業名を検討したいと思います。

【副委員長】

総合計画が、行財政改革計画と同時期に策定されるという話だったので、ぜひ考えに入れていただきたいのが少子化対策です。高齢化対策と少子化対策のどちらの優先順位を高くするのか選択と集中を考えて、しっかりと判断いただければと思います。

私自身、平塚で子育てをしましたが、給食制度がありませんでした。私が育った埼玉県的环境と比べると、そこが申し訳ないのですが、子育てにはすごく難しかったです。そういった意味で、子育てを考えた場合に何が一番いいのかということを考えていただけると、少子化対策に結びつくのかなと思います。

そういったことを、総合計画の方でも考えていただけると、この行政改革推進委員会の方でも反映できるのかなと思いました。よろしくお願いします。

【委員長】

本日の議題は以上となりますので、事務局に進行を返させていただきます。